

府中市長交際費の支出基準

1 目的

交際費の支出基準を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、適正な執行を図ることを目的とする。

2 支出の相手方

交際費は、次の者（団体を含む）に対して支出することができる。

- (1) 府中市の事務事業に直接かつ密接な関係にある者
- (2) 市政について顕著な功績があった者
- (3) 災害又は事故等にあった者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

3 支出区分

交際費の支出区分は次のとおりとする。

- (1) 儀礼的経費
お祝い、お見舞い、香典、生花、餞別その他の慶弔等に係る儀礼的な経費
- (2) 社交的経費
各種会合等に出席する際の会費、懇談費その他の社交に必要な経費
- (3) その他
前2号に掲げる経費以外で、これに準ずる経費

4 支出基準額

別表のとおりとする。なお、それ以外の事案が発生したときは、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。

5 その他

この基準は、適正な予算執行のため社会系税情勢の変化等に配慮し、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

別表

区分		対象者等	金額
儀礼的 経費	御祝	叙勲・褒章（市民又は市ゆかりの者が受章し祝賀会等が開催される場合）	1万円以内
		激励祝金（全国大会等に出場する団体又は個人・市政の推進にかかわる各種団体の大会）	団体は3万円以内 個人その他は1万円以内
		総会・祝賀会・各種団体の大会等への出席祝金	1万円以内
	御見舞	病氣見舞（議員、近隣首長、功労者及び市関係団体代表者並びに市特別職、行政委員等）	1万円以内
		災害見舞（甚大な火災・災害等を受けたもので、市長が特に必要と認めた場合（他都市への災害等の見舞いは除く）	1万円以内
	香典	議員、市特別職、行政委員、近隣首長、市関係団体関係者、 ※議員（市議会議員（前職含む）、地元選出国會議員（前職含む）、地元選出県會議員（前職含む）	1万円以内
	供花等	市議会議員、行政委員、市特別職並びに市長が特に必要と認める者（本人及び配偶者）	社会通念上妥当と認められる額
	その他	市長が特に必要と認める者	1万円以内
社 交 的 経費	会費	市政運営上必要な外部の会議、会合、研修会、懇談会等の出席に係る経費（政治家等の政治パーティーは除く。）	会費又は会費相当額
	記念品等	国内外の来客等に対する記念品又は、交際上必要な手土産や贈答品代	社会通念上妥当と認められる額
その他の経費		市政運営上交際に要する経費として、市長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる額